



## 令和6年度

## 償却資産(固定資産税)申告の手引

益田市

本市税務行政につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、地方税法第 383 条の規定により毎年 1 月 1 日現在所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、別紙の記載例及びこの「申告の手引」を参照し、申告書等を作成のうえ、期限までに提出していただきますようお願いいたします。なお、申告書が送付された方は、資産がない場合でも申告書によりその旨のお届けをお願いいたします。

## 申告書提出期限 令和 6 年 1 月 3 1 日（水）

※ 申告期限は上記の日付ですが、お早めに提出していただきますようお願いいたします。

※ 申告書を郵送される方で、申告書の控に受付印を必要とされる場合は、控も一緒にお送りください。その際は、必ず返信用封筒に切手を貼ったものを同封してください。

## ◆◆ お知らせ ◆◆

## ■ マイナンバー（個人番号及び法人番号）の記載をお願いします。

平成 27 年 10 月 5 日からマイナンバー制度が施行されました。それに伴い、償却資産申告書の様式に個人番号及び法人番号の記載欄が設けられました。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

## ■ e L T A X を利用して電子申告ができます

益田市では、e L T A X を利用した電子申告を受付けております。償却資産の申告は、簡単・便利な e L T A X のご利用をよろしく願いいたします。なお、e L T A X の詳しい内容や手続きは、e L T A X ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

提出先  
〔 問い合わせ先 〕

益田市役所 総務部 税務課 固定資産税係  
〒698-8650 島根県益田市常盤町 1 番 1 号  
TEL 0856-31-0610 (直通)

申告書を郵送で提出される際に、切り取ってご利用ください。



〒698-8650

島根県益田市常盤町 1 番 1 号

益田市役所総務部税務課  
固定資産税係（償却担当）

# 《 目 次 》

## I 償却資産とは

- 1 償却資産とは…………… 1
- 2 償却資産の種類と具体例…………… 1

## II 償却資産の申告について

- 1 申告していただく方…………… 2
- 2 申告の対象となる資産…………… 2
- 3 賃借人（テナント）等が取り付けた  
内装・造作、建築設備等の資産…………… 3
- 4 申告の対象となる主な償却資産の例（業種別）…………… 4
- 5 申告の対象とならない資産…………… 4
- 6 建築設備における家屋との区分…………… 5
- 7 太陽光発電設備等に係る課税について…………… 6
- 8 課税標準の特例等…………… 7
- 9 国税との主な違い…………… 8
- 10 固定資産税（償却資産）について…………… 8

## III 申告の方法について

- 1 提出していただく書類…………… 9
- 2 企業の電算処理により全資産申告をされる場合（電算申告）…………… 10
- 3 申告書提出期限…………… 10
- 4 申告されない方、または虚偽の申告をされた方…………… 10
- 5 eLTAX（エルタックス）を利用して電子申告ができます！…………… 10

## IV 税額等の算出方法について

- 償却資産の評価方法…………… 11
- 資料「減価残存率表」…………… 12

## V 償却資産に関するよくあるご質問について

- Q & A…………… 13
- その他…………… 13

## ◆ 別紙 ◆

- A3両面印刷（表）…………… 償却資産申告書の書き方（記載例）  
（ウラ）…………… 既にご申告いただいている資産についての訂正方法
- A3両面印刷（表）…………… 種類別明細書（増加・全資産用）の書き方（記載例）  
（ウラ）…………… 種類別明細書（減少資産用）の書き方（記載例）

# I 償却資産とは

## 1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両、鉱業権、漁業権等の権利、ソフトウェアなど法人税法施行令第13条第8号等に定める資産は、課税の対象とはなりません。

たとえば、会社や個人で工場・商店・不動産・農業などの事業を営む方が、その事業のために使用している、土地・家屋以外の機械・器具・備品など「事業用固定資産」をいいます。

### ◆◆「事業の用に供する」とは◆◆

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであり、必ずしも営利又は収益を得ることを必要とはしません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人）等の行う活動も事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

直接的に営利事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅・寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象になります。

## 2 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		具体例
1	構築物	門、塀、擁壁、広告塔、舗装路面（駐車場）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設（庭園）、貯水槽、キャノピー（建物本体から独立しているもの）、その他土地に定着した設備
	建築物 建物付属設備	1 プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物（家屋として評価していない建物） 2 建築設備のうち償却資産として扱うもの（5頁参照） 3 テナント（賃借人）の方が借家に附加した建築設備・内装
2	機械及び装置	金属・印刷・縫製等の製造加工機械、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー）、太陽光発電設備、その他産業機械及び装置等
3	船舶	一般船舶、漁船、モーターボート、ヨット、遊覧船等（ただし、推進器を有しないしゅんせつ船等は、「2 機械・装置」に入ります。）
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト、ショベルローダー等大型特殊自動車（分類番号が「0,00～09,000～099」、「9,90～99,900～999」）、その他運搬車 <u>※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。</u>
6	工具・器具及び備品	ロッカー、応接セット、テレビ、音響機器、パソコン、コピー機、ワープロ、ファクシミリ、陳列ケース、冷暖房機器、冷蔵庫、製氷機、洗濯機、電話機、看板、金庫、室内装飾品、厨房用品、医療機器、理・美容機器、各種工具、その他営業用備品等

## Ⅱ 償却資産の申告について

### 1 申告していただく方

1月1日（賦課期日）現在、益田市内で土地及び家屋以外の事業用の償却資産（益田市内で貸し付けている資産も含む）を所有している法人または個人。

※ 該当する資産のない場合、廃業・休業等の場合も、お手数ですが、申告書右下「備考欄」中の該当する番号を○で囲み、必要事項を記載して申告してください。

### 2 申告の対象となる資産

1月1日（賦課期日）現在において、事業の用に供することができる固定資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものが対象となります。

なお、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

#### (1) 決算の翌日以降令和6年1月1日までの間に取得された資産

#### (2) 建設仮勘定で経理されている資産

建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部または全部が事業の用に供している資産

#### (3) 償却済資産

法定耐用年数を経過し、減価償却をし終えた資産

#### (4) 簿外資産

帳簿に記載されていないが、事業の用に供することができる資産

#### (5) 遊休資産

稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産

#### (6) 未稼働資産

既に完成または据付済であるが、未だ稼働していない資産

#### (7) 資本的支出としての改良費

改良費、修理費のうち、資本的支出として資産計上した場合は、本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。

#### (8) 貸付資産

資産の所有者が、事業を行う他の者に貸し付けている事業用資産（貸し付けを業としている場合は、事業用・非事業用にかかわらず申告してください。）

#### (9) 割賦購入資産

割賦購入資産等で代金の完済しないものでも、現に事業の用に供している資産

#### (10) 清算中の法人の所有する資産

清算中の法人で、清算事務のために使用し、あるいは他の事業者へ貸し付けている資産

#### (11) 減価償却を行っていない資産

赤字決算等のため減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産

◆◆取得価額と固定資産税（償却資産）の申告の取扱い◆◆

下表のとおり、国税の取扱いと固定資産税（償却資産）の申告は異なりますのでご注意ください。

●個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告
平成11年1月1日以後取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

●法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告
平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

※ 租税特別措置法の規定による少額償却資産（取得価額30万円未満）の損金算入は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は申告の対象となります。

10万円未満の資産でも、税務会計上資産として計上し、個別に減価償却しているものについては、償却資産として申告の対象になります。

### 3 賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作、建築設備等の資産

賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人（テナント）等が償却資産として申告してください。

#### 4 申告の対象となる主な償却資産の例（業種別）

業 種	主 な 償 却 資 産
共 通	駐車場設備、舗装路面、パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、広告塔、ネオンサイン、事務机、椅子、ロッカー、キャビネット、金庫、太陽光発電設備、その他
飲 食 店	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ガスレンジ、その他
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付のものも含む）、自動計量器、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、その他
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（ <u>軽自動車税の対象となっていないものを除く</u> ）、大型特殊自動車、その他
娛 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、パチスロ器、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、その他、
医（歯）業	各種医療機器（ベッド、手術台、レントゲン装置、心電計、ファイバースコープ等）、キャビネット、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、その他
不 動 産 貸 付 業	受・変電設備、発電機設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、舗装路面、その他
農 業	ビニールハウス、作業小屋・倉庫・物置・簡易店舗（家屋に該当しないもの）、井戸・ポンプ、テント、コンクリート・アスファルト舗装、フェンス・側溝・門、外灯、屋外に埋設されたガス・上下水道の埋設管、ボイラー、ビニールハウス用電源、発電機、外灯（屋外配線含む）、トラクター・コンバイン（ <u>軽自動車税の対象となっていないものを除く</u> ）、もみすり機、草刈機、乾燥機、噴霧機、野菜洗浄機、その他

#### 5 申告の対象とならない資産

次に該当する資産は、償却資産の課税対象とならないので申告の必要はありません。

- 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの（実際に自動車税（種別割）等が課されている必要はありません。）  
例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等
- 牛、馬、果樹、その他の生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告対象）
- 鉱業権、漁業権等の権利、ソフトウェアなど法人税法施行令第13条第8号等に定める資産
- 棚卸資産（商品、原材料等）
- 書画骨董（複製等装飾的な目的に使用しているものは申告対象）
- 繰延資産
- 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満（取得時期により異なります→3頁参照）の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているものまたは必要な経費に算入されたもの）
- 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- 法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの（平成21年度以降の固定資産税（償却資産）から適用）

## 6 建築設備における家屋との区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においてはそれらを家屋と償却資産とに区分して課税されます。主な区分は下記のとおりです。家屋として課税されている設備（下記区分内の最右列「家屋に含めるもの」）について、償却資産の申告時、対象としないようご注意ください。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備及び発電機設備（配線を含む）	
	中央監視制御装置	中央監視制御装置（配線を含む）	
	電気照明設備	ネオンサイン、水銀灯、投光器、屋外電灯配線	一般照明の屋内配線、照明器具
	動力配線設備	生産用のもの	生産用以外のもの
	電話設備	交換機、電源装置、電話機	配線及び配管
	呼出信号設備	マイクロホン、拡声器	配線
	火災報知設備	中央監視制御装置に設置されてあるもの	機器及び配線
ガス設備	供給設備	メーター、屋外配管	屋内配管
給排水設備	水源	井戸	
	水処理設備	汚水処理（施設）	
	給排水設備	独立高架水槽、屋外水道管、屋外配水管	給排水管
給湯設備		瞬間湯沸器、貯湯槽、貯水槽、煙突	中央式給湯設備
空調設備	冷暖房設備	冷暖房機器、パッケージエアコン（ダクトを通して各部屋を冷暖房するものを除く）	家屋と一体となっている設備
	換気設備	扇風機、工業用送風装置	換気扇、ダクト
衛生設備		浄化槽、移動性ユニットバス	浴槽設備
防災設備	消火設備	ホース及びノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
運搬設備		生産用エレベーター、工業用ベルトコンベア	エレベーター、リフト、エスカレーター
ガソリンスタンド設備		キャノピー（事務所等から分離独立しているもの）、地下油槽	上屋
サービス設備		ホテル、飲食店などの営業用の厨房設備	
屋外駐車場設備		舗装路面、フェンス、雨よけ	保安室
その他		事務所・店舗等の簡易間仕切り	

### （注 1） 特定の生産または業務用の設備

特定の生産用または業務用の設備は家屋に含めず、償却資産として申告の対象となります。

### （注 2） テナント（賃借人）の方が借家に附加した建築設備・内装

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が、自らの事業の用に供するために、内装や電気、ガスその他の設備を取り付けた場合には、それらの資産について、テナントの方から償却資産として申告していただくことになります。

### （注 3） 自己所有の建物に附加した建築設備・内装

自己所有の建物に対し、事業の用に供するために新たに内装や電気、ガスその他の設備を取り付けた場合は、設備の設置状況（配管や配線により屋内の設備と一体となっているか、独立した機械としての性格が強いものか）により判定します。判定の難しいものについては、個別にお問い合わせください。

## 7 太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税について

家屋の屋根等に設置した太陽光パネル等の設備も『償却資産』として固定資産税の課税対象となる場合があります。・・・【表1】

太陽光パネルの設置方法により、固定資産税の課税内容は下表のとおりとなります。いずれの設置方法においても、太陽光パネル等の設備に関して、固定資産税における『償却資産』に該当する設備があります。・・・【表2】

償却資産に該当するそれぞれの設備について、【表1】・【表2】に基づいて固定資産税（償却資産）の申告をお願いします。所有する太陽光発電設備が固定資産税（償却資産）に該当するか判断が困難な場合や、申告方法等について、ご不明な点がございましたら、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

【表1】 申告の対象となる太陽光発電設備の区分表

所有者区分	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電のみ)	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電問わず)
個人(住宅用)	償却資産(事業用資産)になりません → 申告は不要	償却資産(事業用資産)です → 申告が必要
個人(事業用) 法人	償却資産(事業用資産)です → 申告が必要 (売電収入の有無に関わらず)	償却資産(事業用資産)です → 申告が必要 (売電収入の有無に関わらず)

【表2】 太陽光発電設備等に係る固定資産税の課税内容

設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台(レール)	接続箱	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置	家	家	償	償	償	償
太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置	償	償	償	償	償	償
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置するとともに、カーポートや庭など、家屋以外の場所にも設置	屋根	家	家	償	償	償
	家屋以外	償	償			
太陽光パネルを屋根に架台に乗せて設置するとともに、カーポートや庭など、家屋以外の場所にも設置	屋根	償	償	償	償	償
	家屋以外	償	償			
太陽光パネルを屋根以外の場所に設置	償	償	償	償	償	償

家…固定資産税(家屋)に該当し、申告は不要

償…固定資産税(償却資産)に該当し、申告が必要



## 8 課税標準の特例等

### (1) 課税標準の特例

令和5年度現在、主なものは以下のとおりです。該当すると思われる資産がありましたら、種類別明細書の摘要欄に赤字で「特例該当」と記入し、特例申請書および必要書類を提出してください。

適用条	資産の種類	範囲	特例率	必要書類
法第三四九条の三	第3項 農業協同組合、中小企業等協同組合その他政令で定める法人が取得した、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置	政府の補助に係るものについては500万円以上の政府の補助を受けて取得した1台又は1基の取得価額が330万円以上の機械及び装置。 資金の貸付けに係るもののうち農林漁業者については、1台又は1基の取得価額が330万円以上の機械及び装置。中小企業者については、1台又は1基の取得価額が330万円以上の機械及び装置で取得価額の合計が500万円以上の場合。	最初の3年度分 価格の1/2	国の行政機関が作成した計画書(写)等
	第5項 内航船舶	内航船舶 (遊覧船、快遊船、遊魚船を除く)	価格の1/2	不要
法附則第一	第2項 公害防止設備	水質汚濁防止法 : 汚水又は廃液の処理施設	価格の1/2	特定施設届出書(写) 配置図等
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : ごみ処理施設	価格の1/2	
		: 一般廃棄物の最終処分場	価格の2/3	
第45条	中小事業者等が取得した機械装置等	中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等	最初の3年度分 価格の1/2 (賃上げ表明あり 価格の1/3)	・計画の申請書(写) ・認定書(写) ・工業会等による仕様等証明書(写)

※ 特例資産は、各項目のうち政令又は総務省令で定められたものに限りです。

※ 旧法第349条の3及び旧法附則第15条に該当する資産で一部従前のままのものがああります。

※ なお、これらの資産については、法令の改正により内容が変更になる場合があります。

### (2) 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。詳細については同法をご覧くださいか償却資産担当までお問い合わせください。

### (3) 減免

災害により著しく損害を受けた償却資産について、税額の減免申請ができます。詳細については償却資産担当までお問い合わせください。

## 9 国税との主な違い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	歴年(賦課期日制度)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法 ※ 減価率は「旧定率法」で使用する償却率と同じ	建物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・ 平成19年4月1日以降に取得された資産は「250%定率法」を適用 ・ 平成19年3月31日以前に取得された資産は「従来の定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(注1)	認められません	認められます
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められません	認められます
増 加 償 却(注2)(所得税・法人税)	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)まで
改 良 費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額を記載してください。

(注2) 通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税法もしくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。その場合は、税務署長への届出書の写を償却資産申告書とともに提出してください。

(注3) 平成19年度税制改正により、国税における減価償却の方法が変更になりましたが、固定資産税(償却資産)における減価償却の方法についての変更はありません。

## 10 固定資産税(償却資産)について

区 分	説 明
納 税 義 務 者	令和6年1月1日現在の償却資産の所有者です。
決 定 価 格	評価額の合計額です。
課 税 標 準 額	決定価格に同じ。 (課税標準の特例の適用がある場合は軽減額を差し引いた額)
税 率 及 び 税 額	課税標準額に(1.5/100)を乗じた額が税額となります。 (課税標準額1,000円未満、税額100円未満は切捨て)
免 税 点	課税標準額が150万円未満の場合には課税されません。 (150万円未満で課税されないと思われる場合でも申告してください)
課税明細書の送付	固定資産課税台帳に登録された価格等について、課税明細書を送付いたします。 (免税点以上対象、納税通知書とあわせて送付いたします。)
固定資産税の納期	年税額は家屋・土地及び償却資産とあわせて一括または年4回の納期に分けて納めていただくことになります。 納期限 (第1期:5月31日 第2期:7月31日 第3期:12月28日 第4期:2月末) ※納期限が休日の場合、翌営業日

### Ⅲ 申告の方法について

#### 1 提出していただく書類

##### (1) はじめて申告される方、以前に資産無の申告をされた方

→ 全償却資産を申告してください

申告していただく方	① 令和5年中に新たに事業を開始された方 ② 今回初めて申告される方 ③ 以前に資産無の申告をされた方
申告していただく資産	令和6年1月1日現在に所有されている全ての償却資産
提出書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) * 該当する資産がない場合は、償却資産申告書の備考欄の「3. 該当資産なし」に○をつけて提出してください。

##### (2) 前年度までに資産有の申告をされた方

→ 資産の増加または減少を申告してください

申告していただく方	前年度(令和5年度)までに資産有の申告をされた方
申告していただく資産	① 令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加または減少した資産 ② 令和5年1月1日以前に取得した資産で、市外から移動してきた資産・申告漏れ等の資産
提出書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) ③ 種類別明細書(減少資産用) * 前年中に資産の増減がない場合は、償却資産申告書の備考欄の「1. 増減なし」に○をつけて提出してください。 * 「種類別明細書(減少資産用)」は本市から送付した用紙以外(パソコン等で作成したもの)で申告される場合も、 <u>それぞれの資産について、本市より送付した「償却資産種類別一覧表」に記載されている4桁の資産コードを必ず記入してください。</u>

※ 申告書類と前年度分の資産を打出した「償却資産種類別一覧表」を送付いたしますので、貴事業所資産台帳と照合して、資産の増減等を申告してください。

※ 企業の電算処理により申告される方は、「2 企業の電算処理により申告される場合(電算申告)」を参照してください。また、新たに電算処理により全資産申告をされる方は、事前にご相談ください。

## 2 企業の電算処理により全資産申告をされる場合（電算申告）

自社の電算機を使用して評価額等を算定して申告される場合は、増加または減少した資産のみの申告ではなく、令和6年1月1日現在に所有されている全ての償却資産について、評価額等を算出し、申告してください。

また、資産内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書（全資産について評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。

申告していただく方	自社の電算機を使用して評価額等を算定して申告される方
申告していただく資産	令和6年1月1日現在に所有されている全ての償却資産 (毎年度、全償却資産を申告してください)
提出書類	① 償却資産申告書 * 評価額の欄を必ずご記入ください。 * 休業・廃業及び解散などされた場合でも、申告書にその旨を記載し、必ず提出してください。 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) * 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法により評価額を算出してください。 * 評価額の最低限度は、取得価額の5%です。 * 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率及び課税標準額を記載してください。

※ 企業の電算処理により申告される方は、毎年度、全償却資産を申告してください。

※ 前年度、電算申告をされた方については、ハガキで申告のご案内をしております。

## 3 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。

## 4 申告されない方、または虚偽の申告をされた方について

正当な理由なく申告しなかった場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることになるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることとなります。また、虚偽の申告をされた場合は、同法第385条の規定により罰金等を科されることとなりますのでご注意ください。

固定資産税は同法第342条による賦課課税方式であるため、たとえ申告がなかったとしても課税する「みなし課税」、同法第354条の2の規定による国税資料等に基づいた「推計課税」を行う場合もあります。

※ 賦課課税方式とは、納付すべき税額を課税する者（国や地方公共団体）が確定する方法をいいます。

## 5 eLTAX（エルタックス）を利用して電子申告ができます！

eLTAX（(エルタックス) 地方税ポータルシステム）は、地方税に関する総合窓口として、インターネットを通じて広くご利用いただけるシステムです。eLTAXを利用して電子申告をする場合は、電子証明書の取得や利用の届出など、所定の手続きが必要です。詳しい内容や手続きは、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

## IV 税額等の算出方法について

### 《償却資産の評価方法》

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産一品ごとに下記の方法により賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出し、全資産の評価額の合計額が決定価格となります。

#### ◆評価額の算出方法◆

	評 価 額
前年中に取得した資産	取得価額 × A $A = 1 - \frac{R}{2}$
前年前に取得した資産	前年度評価額 × B $B = 1 - R$

R：耐用年数に応じた減価率

A：半年分の減価残存率

B：1年分の減価残存率

→ 12頁「減価残存率表」を参照してください。

※ 以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで減価します。評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

#### ◆課税標準額と免税点及び税率◆

##### (1) 課税標準額

賦課期日現在の全資産の決定価格の合計額が、課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

##### (2) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

##### (3) 税率

税率は1.5/100です。課税標準額にこの税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額となります。

#### ◆計算例◆

品名	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	評 価 額
舗装路面	令和4年 9月	3,000,000円	15年	0.929 (A：半年分)	3,000,000円 × 0.929 = 2,787,000円 (令和5年度評価額)
				0.858 (B：1年分)	2,787,000円 × 0.858 = 2,391,246円 (前年度評価額) (令和6年度評価額)
コピー機	令和5年 6月	1,000,000円	5年	0.815 (A：半年分)	1,000,000円 × 0.815 = 815,000円 (令和6年度評価額)
合 計 (令和6年度評価額)					3,206,246円

◎ 課税標準額 → 3,206,000円 (1,000円未満切捨て)

◎ 税 額 → 3,206,000円 × 1.5/100 = 48,000円 (100円未満切捨て)  
(課税標準額) (税率) (税額)

### 減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 A	前年前取得 B			前年中取得 A	前年前取得 B
	R	$1 - \frac{R}{2}$	$1 - R$		R	$1 - \frac{R}{2}$	$1 - R$
2	0.684	0.658	0.316	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	31	0.072	0.964	0.928
10	0.206	0.897	0.794	32	0.069	0.965	0.931
11	0.189	0.905	0.811	33	0.067	0.966	0.933
12	0.175	0.912	0.825	34	0.066	0.967	0.934
13	0.162	0.919	0.838	35	0.064	0.968	0.936
14	0.152	0.924	0.848	36	0.062	0.969	0.938
15	0.142	0.929	0.858	37	0.060	0.970	0.940
16	0.134	0.933	0.866	38	0.059	0.970	0.941
17	0.127	0.936	0.873	39	0.057	0.971	0.943
18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
19	0.114	0.943	0.886	41	0.055	0.972	0.945
20	0.109	0.945	0.891	42	0.053	0.973	0.947
21	0.104	0.948	0.896	43	0.052	0.974	0.948
22	0.099	0.950	0.901	44	0.051	0.974	0.949
23	0.095	0.952	0.905	45	0.050	0.975	0.950

「固定資産評価基準」別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

## V 償却資産に関するよくあるご質問について

**Q** 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

**A** 償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在の資産を申告する義務があります。

**Q** 毎年税務署へ確定申告をしていますが、市役所にも申告しなければいけないのですか？

**A** 申告が必要です。税務署への申告は国税に関するもので、市役所への申告は固定資産税（償却資産）に関するものになります。

**Q** 資産の内容に変更がありませんが申告しなければいけないのですか？

**A** 「資産の増減なし」という申告をしてください。

**Q** 耐用年数を経過した資産や休止している資産も、申告をしなければいけないのですか？

**A** 減価償却済みとなった資産でも、事業の用に供されている場合は申告の対象となります。また、稼働を休止している資産でも申告の対象となります。

**Q** リース資産は、申告対象になりますか？

**A** リース会社の所有物ですので、リース会社が申告することになります。

ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合は、借主が申告することになります。

・直接申告書等を提出される場合は、市役所税務課固定資産税係（本館一階【12番窓口】）へご来庁ください。その際に本人確認を求められますので、免許証、マイナンバーカード等本人確認書類のご持参をお願いします。

・申告についてご不明の点がありましたら、税務課固定資産税係へお早めにご相談ください。なお、窓口へお越しの際、次の書類等をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることもできます。

《お持ちいただくもの》

- ① 市から送付した書類一式
- ② 所得税の青色申告決算書（控）または法人税の確定申告書（控）  
中の別表1及び16と減価償却費計算明細書
- ③ その他、減価償却資産の明細のわかるもの